令和４年度第２回　京丹後市文化財保護審議会

１　開催日時　令和４年１１月１８日（金）　午後１時３０分～午後３時３０分

２　開催場所　京丹後市大宮庁舎第２・３会議室

３　出席者　　藤田泰弘会長、足達礼三郎副会長、尾﨑容樹委員、吉岡百代委員
　　小西安子委員、澤吉博委員、畑中順二委員、芝野吉実委員、
　　水口政弘委員、松尾秀行委員

事務局　　松本教育長、引野教育次長、事務局新谷課長

欠席者　　なし

傍聴人　　０人

４　内容

１　開会

＜事務局＞

本日は公私ともにご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回 京丹後市文化財保護審議会を開会いたします。開会にあたりまして京丹後市教育委員会の松本明彦教育長がご挨拶申し上げます。

＜松本教育長＞

はい、みなさんこんにちは。めっきり冷え込みも強くなりまして紅葉も進んできたような感じでございます。いつもニュースで出ております、但東町の安国寺のドウダンツツジもこの前画像でも見せていただきましたが本当に色づいて良い季節となっております。

本日、第２回目の文化財保護審議会にご多用のところご出席いただきまして本当にありがとうございます。学校現場や社会教育の行事もコロナも少し落ち着きましたのでこの秋、予定通り実施することはできておりますけれども、先週辺りぐらいから少し学校関係でもコロナが再び増えておりまして、先週でも小中を合わせて30名を超す感染者が出ているということで、大きく学級閉鎖や学校閉鎖となっておりませんけれども、感染者は各校にポツポツと出ているという状況で第

八波というようなとこも言われておりますけれども、十分気をつけていかなければならないという風に思っているところでございます。

さて、審議会の皆様も報道等でご存知のことかと思いますけれども、先月10月12日、国の文化審議会の答申がありまして丹後町袖志の経ヶ岬灯台が国の重要文化財に指定されることとなりました。建造物としては、昭和30年の縁城寺宝篋印塔以来およそ半世紀ぶり、国指定文化財全体で見ましても、平成19年の琴引浜、赤坂今井墳墓以来15年ぶりの指定となります。大変喜ばしいことであり、地元の保存会の活動などの励みになると考えているとこでございます。

また前回7月の審議会でご意見を頂きました、京丹後市文化財保存活用地域計画につきましても、文化庁でのチェックを経て、現在、関係省庁の確認が行われているところと聞いております。文化庁からの情報によりますと、この後、12月中盤には文化審議会が行われまして、その日に認定が行われる予定と聞いております。これを受けて、次年度以降の事業は、本計画に基づき確実に進めていきたいというふうに考えています。本日の審議会では、令和4年度事業につきまして、年度半ばを過ぎたこともありますので事業の進捗状況について報告をさせていただきます。また本年度当番としてお世話になり、今月末に開催予定の両丹文化財保護連絡協議会についてなどについても審議していただくこととしておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

ありがとうございました。次に藤田会長より一言お願いします。

＜藤田会長＞

皆さん、ご苦労さまでございます。教育長もおっしゃられた通り、とても良い日ですね、小春というのはこういう日のことだなあと思いながらここに来させていただきました。今月末は、両丹文化財保護連絡協議会です。災害はいつやってくるか分からないのが前提ですし、あるいは文化財保護法が成立をしたその前年には、金閣寺が燃えているわけですね。それによって文化財保護って文化財ってどんな風に守って行くのだというそういうことであったと思いますので、そういう点では、今年はその文化財保護について十分考えるような機会を与えられたということと、具体的にはそれこそ教育長おっしゃったように、保護活用の行政計画というのが今まさに最終盤を迎えているという、計画はできたけれども計画倒

れに終わらないように、それをやっぱり実践するような場というのがこの場ではなくて市の行政の中にあるわけで、その一端を担っている我々もちょっと心を引き締めながらやっていきたいという風に思います。本日はご苦労様でございます。

＜事務局＞

ありがとうございました。松本教育長は、この後 他の公務がございまして、ここで失礼させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以下の議事進行につきましては、会長の方にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 令和4年度文化財関連事業について

＜藤田会長＞

進めさせていただきます。レジメの最初1ですね。本年度の文化財関連事業について、事務局の方からお願いします。

（事務局説明）

＜藤田会長＞

はい、ありがとうございます。質問等ございましたら。

私の方から。1点目は報道資料、経ヶ岬灯台の報道資料ですね。あれですけど年間違っていますよ。1枚目のちょうど真ん中ぐらいです。昭和30年（1965年）と書いてあります。これはあやまりですよね。

2点目、これもあれ、と思った部分ですが、同じくですね 1枚目の下から7行目、本年度灯台の重文指定というのは3件ですよね、多分、これこの時には２件と書いてある。お願いします。

＜事務局＞

１件目です。確かに昭和30年は1955年ですね。大変失礼しました。2件目です。件数は４年度にはすでに2件指定されています。2回目の指定です。

＜藤田会長＞

ほかに特にございませんか。特になかったら 2番目の両丹文化財保護連絡協議

会の方に行こうと思います。報告お願いします。

(2) 令和4年度両丹文化財保護連絡協議会について

（事務局説明）

＜藤田会長＞

はいありがとうございます。

集合時間の方ですけれども、資料の方は事務局の方で作っていただくということですが、いわば我々は主催団体ということになりますので、当然事前に来なくてはいけないため、１０分前でよろしいでしょうか。 少なくても１０分前には来ていただくということで、よろしいでしょうか。特に異存ございませんね。

＜委員＞

何の１０分前ですか。

＜藤田会長〉

受付の１０分前ですね。１２時２０分には集合していただくという事よろしくお願いします。受付の方どなたか、何名かお願いできますか。

＜事務局＞

当日、藤田会長ご挨拶頂くのと、足達副会長に報告いただくので他の方で分担して頂くのが良いのかなと思っていました。

＜藤田会長＞

ということですので、基本的には受付及びその近辺にいて頂いてお招きをするということになろうかなと思います。私ははっきりと受付だと言う、そういう方はおいでになりませんか。

＜事務局＞

名簿がまだできてないので何人来られるか分からないのですが、市町ごとに受付していまして、事務局の職員がいて、来ましたということで、何人と報告しているのが変わった場合とかもあるので、変わった場合は、何人になりましたとかいう報告をして資料を受け取って、という風な感じでしているので、受付してこられたのを確認して資料をお渡しする役と言う感じかなと思います。

＜藤田会長＞

今年は遺跡の見学って言うか、そういうものはございませんので、開会が午後からという事は、お弁当の配布はしなくてもいいというようなこともありまして、そんなに多くの業務があるわけではないと思います。特に私はという方がおいでになりませんので、皆さんでその辺りは分担しながらやっていただくということになろうかと思います。

司会もできましたらお願いができないかなと思うのですけれど。どうでしょうか。シナリオはできておりますので、これから大きく外れることはないと思います。どうでしょうか。

司会の方どなたかおいでなりませんか。私がやってやろうという方。

声はございませんので、すいません事務局。司会の方もお願いします。よろしいですか。

＜事務局＞

わかりました。シナリオをつくっておりますのでさせて頂きます。

あと当日の座る場所をいつも指定されているケースが多いので、そうさせていただこうかと思います。

＜藤田会長＞

ご案内の中には含まれているのかなあと言うふうにこちらも理解しております。

＜事務局＞

その辺をお世話になれればという風に思っております。他に行事があるかどうかわからないですけど、駐車場係は必要ないかと思っております。大宮庁舎の前ですし、そこまで多分ないだろうというふうに思っておりますので大丈夫かなっていうふうに思っております。

＜藤田会長＞

とりあえず場内が雑踏になってしまうようなことは多分無いと思いますので、落ち着いて三々五々お見えになるのではないかなという風に想像しています。こんなところでよろしいですかね。はい第２番目の協議会の方は、そういうことで進行させていただきます。11月30日ということで、12時20分までにお集まりいただくということで確認させて頂きます。

(3) 京丹後市指定文化財答申案について

＜藤田会長＞

そしたら今度3番目です。指定文化財の答申案について、ということで、そろそろそれについて答えをして、答申をしなくてはいけないという、そういう段階になっております。事務局の方から。

（事務局説明）

＜藤田会長＞

ありがとうございます。これで決定して答申を持っていくということで、最終的な話し合いということですので、ここはという部分がございましたら発言をお願いします。

＜事務局＞

資料の修正箇所があります。一つは坪倉家文書です。坪倉家文書の調書の表側のところ、説明の最初の行、変えたところに下線を入れていたのですけどそれがそのまま残っていまして、消すのを忘れております。これが1点です。

同じようなミスがほかにあります。坪倉家文書の裏面です。真ん中のところ③から⑤の差出人の所の次の行、「行っていた」のこの「てい」を消しているのに見せ消しのままになっていました。「行った人物である」でいいです。

次の箇所は森田治郎兵衛の墓です。説明の4行目のところ、「華」を消すのを忘れており「弁」の所に下線が残っているのですけど「蓮弁」です。

＜藤田会長＞

はいありがとうございます。見せ消しと下線部は消していただくということで。

＜委員＞

味土野大滝のところです。上の方では標高250mとなっていますが、下の説明の3行目のところで標高260mなっているのでこれは一つ直して欲しいなと思います。あと二つある、同じ味土野大滝で2つあるのですが、これは訂正とか何とかではなくて意見です。

実は昨日行ってきたのです。大滝へ、これは関係なくもみじを見に行ったのですが、よく整備されていて名勝とするに何の異議もありませんでしたね。それで丹後の名勝、滝の名勝として既に2箇所指定されていますが、新庄とそれから無明の滝と、それでその二つは何時指定されたのかなと思って、これを見た前回配られた分厚い地域計画でも見ていましたら、156ページに既に指定をされている90番霧降の滝、それから91番無明の滝があるのですが、これの住所のところ、所在地がおかしいですね。霧降の滝は網野町新庄、無明の滝は久美浜町ですが、それが網野町になっていておかしいなと思いました。今回の味土野大滝とは関係ないことですが参考までに。それから味土野大滝についてもう一つ。昨日行ってきたと言いましたが、どこを見ても味土野大滝と書いて無いです。ガラシャ大滝になっているので、僕らは同じものだとわかっているのですが、分からない人が見たら別にあるのかなと思いはしないかなという気がしました。味土野大滝とするなら、かっこ書きでもしてガラシャ大滝と加えた方が良いのではないかなと思います。そういう意味では説明の3行目の細川ガラシャ夫人隠棲の地と言うのはどうも僕は引っかかるのですが、ガラシャと言う洗礼名は味土野を出てからのことですし、味土野にいる時はガラシャではないので、そのガラシャ夫人隠棲、後のガラシャさんが若い頃に隠棲していたということだろうけどもうちょっと気になるところです。この滝の名前と合わせて。

＜委員＞

私もこの前行ってきたのですけれども・・・

＜藤田会長＞

ありがとうございます。いろいろと、丁寧にご質問いただきました。

とりあえず、だいぶ前の会議の時でいわゆる女城ですね、女城というネームですね、あるいは御殿と読むのか、そこですけれどもそこのあの台地のことをガラシャ夫人の隠棲地という風に石柱もありますので、その名前を使ってそのまま指定をしました。今もそれは使われると思います。今度、滝の話ですけれども、味土野と大滝の間に、ガラシャという文言が入ったそういう表示が、あるいは印刷物にそのガラシャが入った名称はこの3年間ぐらいの間によく書かれるようになったという、二つの問題がございます。問題を整理するために、もっと言えばガラシャを入れた方々に、これは前からある名前じゃないですよと言うことはち

ゃんと伝えてあります。市の方からもそのような事が言われていますれども、現在そのガラシャが入った名称が使われるようにこの3年間なった、正確には4年間なったという、そういう経過がございます。

＜委員＞

その方が受けがいいですからね。

＜藤田会長＞

要はそういうことだと思います。もとは珠ですからね。坂本から勝竜寺城とか長岡の方に輿入れした時のお名前は珠で入っているはずなので、キリスト教徒のなったというのは、丹後から、というか秀吉の勘気をなんとか和らげて、秀吉がオッケーして再度結婚をするという、その後、大坂の玉造の細川屋敷の方に入った後での物語ですね。ということで、丹後に居る時に彼女のことをガラシャと呼んだ人物はいないという、ご指摘の通りだと思います。そういうことがありながらも実際の表記の中にはガラシャが極めて容易に、これは昔からですけれども登場したというようなそういう歴史はございます。

話を戻しますけれども、とりあえず先ほどの文化財保護審議会、地域計画の中の町の名前が間違っていますよというのは、訂正お願いをします。

＜事務局＞

確認します。

＜藤田会長＞

お願いします。

＜事務局＞

地域計画は、関係省庁のチェックが昨日終わり、認定申請する段階になっているので、その段階で直すということで文化庁の了解を取っておこうと思います。あと委員がおっしゃっておられた味土野大滝の本文中と最初のところ、250ｍと260ｍで違う点、これは確認してどちらかにさせていただきます。

あと名称の話がでておりました。2つ出ておりましたが、細川ガラシャ夫人隠棲地は、指定名称のため、そのまま使っております。弥栄町時代の指定ですので、そのままにしております。

また、今回、指定名称は味土野大滝とさせて頂いております。これは、前回の滝の指定が平成27年で、その段階にも候補として上がっていましたので、その時

にも味土野大滝ということでさせて頂いております。 これは京都府のレッドデータブックですとか、京丹後市史などもこの名称でずっと使ってきておりまして、学術的な用語としては味土野大滝と言うことです。会長がさっきおっしゃられていた、ここ3年ほどと言うのは大河ドラマの関係でして、学術的な名前と観光的に使っている名前とは特に一緒じゃなくてもいいと思っております。混同することがあるのは事実ですので、調書に近年は味土野ガラシャ大滝と呼ばれることもあるという点を書いておく程度にとどめておくべきで、それをかっこ付で出すと逆に言うと学術名称として認めていることになりかねないというのが、私の意見です。調書の最後のところに、今、申し上げました、「近年は地元で整備が行われて味土野ガラシャ大滝という表記がされています。」という風な感じのことを書き加えることでいかがかなというふうに考えております。以上です。

＜藤田会長＞

はいありがとうございます。次に行きましょうか。

＜事務局＞

数点ございまして、一つは森田治郎兵衛のお墓のことです。こちらは森田治郎兵衛のお墓ということで、指定名称をつけさせていただいています。一方、前回の指定の時には、禅定寺所蔵資料に絹屋佐平治関係資料とつけさせていただいております。禅定寺の資料は、絹屋佐平治がまだ絹屋佐平治だった時代の話を伝えるものっていうことでこちらの名称を使っていたのですが、お墓の方は亡くなった時のもののため、森田治郎兵衛の号を頂いてから後の事ということで、森田治郎兵衛墓の名称を使っています。説明文中には、森田治郎兵衛（絹屋佐平治）という風に書いているので私自身は特に問題ないのかなって思っているのですが、委員の皆様の意見を確認させていただければと思っております。

＜藤田会長＞

ご意見をお持ちの方は発言を願いします。

＜委員＞

説明の所のカッコ内に、カッコして絹屋佐平治しか書いてないので、そこが分かりにくい。

＜事務局＞

絹屋佐平治が主で、後に森田治郎兵衛の号を賜ったといった書き方の方が分か

りよいのかもしれませんね。亡くなった時は森田治郎兵衛なので、墓は森田治郎兵衛の墓と整理させて頂いた、そういう説明の方が分かりよいのかもしれません。いかがでしょうか。

＜委員＞

絹屋佐平治の絹屋と言うのは屋号ですね。平民ということで佐平治は普通だと思うのですが、それを功績があったから名字を頂いたという事になるので、だから先に絹屋佐平治の方が始祖にはいいと思うのですけど。

＜事務局＞

丹後ちりめんの始祖としては絹屋佐平治の方が分かりやすいという事で、絹屋佐平治を先にして、カッコ付で後に森田治郎兵衛を持ってくるという修正でよろしいですか。

＜藤田会長＞

みなさんいかがですか。

京都からこっちへ持ってきて、藩の方は京都に出先の問屋を置いてというか問屋の指定をして、ちりめんの販売を西陣というか京都に対して行うようになったわけです。その時にいわば交渉としての新たな姓と名を藩の方から付与をされてしかも屋号としてはちりめん屋という、それも付与されてという、こんな関係です。で死ぬときはどっちで死んだのでしょうね、よくわからないです。公称としてはあくまでも森田治郎兵衛だと思います。でも佐平治を使ってないかどうか、よくわからないすね私は。なかなかちょっと悩ましいといえば悩ましいです。

いわば通称として絹屋佐平治と言うのがとてもよく通っている名前ですのでそちらの方に変えて頂いて、それと森田治郎兵衛との名称の関係っていうのをしっかりイメージをしていただくということでよろしいでしょうか。

＜事務局＞

それでは、説明のところを整理させていただこうと思います。

もう一つ、細いところで恐縮です。坪倉家文書の一番後ろの段落の所です。⑥の差出人もの前の段落、2行前ですけれども、これらの「一連の文書から」と書いていますけれども、これを読まれて坪倉家文書だけっていうふうに読み取られるか、それとも丹後国御壇家帳まで含んでいるという風に読み取れるかという所です。「一連の史料」にしたほうが良いと思い確認です。

＜藤田会長＞

だからこれらの文書っていうのが、いわば坪倉家文書に限定した表現であろうか、そこを起点にしながら御壇家帳等も含んだ表現であろうか、そういうようなことですけどいかがでしょうか。

＜事務局＞

正確に言うと御壇家帳まで含んで読まないとここまで書けないので「一連の史料」に直させていただこうかなというふうに思います。

＜藤田会長＞

では、みなさん了解と言うことで。はい他にございませんか。

そうしましたらとりあえずこの文言についての審議はこれくらいにさせて頂きます。今日指摘の所は直した上で成文を上げていただいて、30日の文保連の時に答申をするという段取りになるわけですね。

＜事務局＞

はい、会長からお話しいただきましたように、今日、文案のご審議をいただきました。これを踏まえて、何か所か修正箇所がありましたので、会長と確認をさせて頂き、11月30日に両丹文化財法連絡協議会がございますので、その機会を使って、会長から教育長へ答申をお渡し頂くというような事で進めさせていただければと思います。答申がされた後のことをご説明させていただきますと、答申を踏まえて今度は所有者への同意をいただく事をお願いします。答申を頂いてから以降、今度は実際に持っておられる方に指定文化財にしてよろしいかと、書面で最終確認して頂く事になります。その上で京丹後市の教育委員会の月１回の会議に、指定文化財としてこの5件を指定してよろしいでしょうかということを議案として出させて頂き、議決されましたら告示されて指定文化財になるという流れになります。

次の審議会は、おそらく2月、3月あたりに設定させて頂くことになるかと思いますので、その時には文化財指定がされた後という事で、ご報告をさせて頂くことになるかという風に思います。

＜藤田会長＞

はい、ありがとうございました。そしたら3番目の答申案について終わります。

（4）京丹後市指定文化財について（非公開）

京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例第５条第１項第５号アに該当するため

（5）その他

＜藤田会長＞

その他ですけれども、何かありますか。

＜事務局＞

前回の審議会の際に、今までの指定物件の中で迎接寺跡の椎の木があり、指定名称に『迎接寺跡』とお寺の名前がついているけれど、実際ある場所は迎接寺跡かどうか分からないという、神社の跡と違うか、というご意見を頂いておりました。確かに椎の木は、昔、ベラビスタという施設があって、そこから少し歩いて行った所にあったかと思います。そこに椎の木と神社の跡があって、お寺の本体自体はそこから更に山を大分上がった所にありました。そういった点で言うと、椎の木は、お寺の跡の本体から大分離れた場所に位置している、という印象はあります。ただ当時のお寺の跡がどれだけ広さがあったかというのは、実際の所、中心伽藍はこの辺りだろうという事は分かるのですが、周りにどんな施設があったかが分からないので、はっきり分からない所があるな、という風には思っております。大分前に行った時の現地の印象はそんな感じなのですけども、そもそもその指定名称の迎接寺跡の椎という風にしたのは、確か当時の会長が調査時に付けられた名前をそのまま使っていたかと思います。その時に指定になった『雲松寺跡』のタラヨウは、雲松寺というお寺があった跡にありますので問題ないかと思いますし、そういった名称については平井会長がお付けになられたのが、そのまま使われていたと思うのです。

ただそういうご意見があったので、指定名称が本当にふさわしいのかどうか、ということで疑問が生じた場合に、どうしたらいいのかということを、迎接寺跡の椎をケーススタディとして、皆さんのご意見を頂ければと思います。すぐにどうのこうのという訳ではないのですけれども、そういう事があった場合にどういう対応がいいのかな、という所でご意見頂ければ有難いです。

＜藤田会長＞

迎接寺というのは、久美浜の旧町の部分から湊に行く西側にあるのですけど、昔の村で言ったらやはり湊になる。山内は山内。山内そのものは村の事を言ったら・・

＜事務局＞

それは湊宮です。

＜藤田会長＞

湊ですか。湊側にある道路から行ったらちょっと入らなくてはいけない、今完璧に誰も住んでいません、という所です。その法統を継ぐ迎接寺さんというのは、大向にございます。山内には、今、どなたも住んでなくて、ここは山内だったという碑は立っています。そういう場所の話です。

＜事務局＞

ちなみにですけど、両丹文保連の加盟されている市や町には聞いており、3市町から回答を得ています。福知山市と舞鶴市は指定名称の変更をかけた事はございますか、との質問に対しては「なし」という事でした。与謝野町は合併した時に町毎に指定名称の付け方が違ったので、例えばあるお寺にあるお像が、お像の名前だけの指定になっていた場合は、前に〇〇寺の〇〇像というような感じで、お寺の名前を前に付けるという事はしました。という意見は頂いています。それ以外の名称の変更はしていないという風にお聞きしております。

前回、委員からそういうご意見があったので、少し気になったもので、皆さんどう思われるかな、と確認をした次第で、あまり一回指定したものを変えるというのは、中々説明が難しいのかな、という風に思いながら、考えていた所はあるのですけども、やるべきという事があればやった方がいいのかなとも思いますし、という所です。

＜委員＞

昔から神仏習合というか、そういう考えがあってお宮さんとお寺とセットになっているというか、別途という事でお寺があったりするわけでなんですけど、広い意味で言うとその区域に入っているのは入っている訳で、ただ早い段階でお寺の方は移動している訳ですけど、まあこのままでもいいかというような考えも無きにしもあらずで、今ある所はお宮さんではある訳ですし、何を言っているかわからないような事ですけど、だけど理解する上では、今、事務局が言われたよう

に問題はないとは思いますけど。ちなみに一番最初、ここが寺跡だと教えて頂いたのは網野の幻一さんが、あの辺りに美術館を造ろうという話がありまして、その場所がそこと反対側の谷を越えた方の平地があるのです。そこは古い物を見ていると『屋敷跡』という地名になっておりまして、大分離れているのです。ここが寺跡だよと言われたのですが、何故か僕がちょっと歩いてみたら、全く違う所に寺跡があったりするものですから、余計混同、こんがらがってきているという感じで。あの辺り一帯が迎接寺の敷地だったと言っても間違いはないとは思います。

＜藤田会長＞

今、仰ったように神仏習合の時代というのは、寺とお宮がいわば、一つの敷地の中にあるという事例はございますよね。我々の地形の中にもあります。大きな都市的な空間の中では区分けをしたりしますけれども、小さい村、３０戸とか４０戸位の村の中では、往々にして同一敷地の中に２つのものが共同しているというのは原文の通りだと思いますので、そういう中の迎接寺というのがどんな事になっていたのか、というのは中々想像の中だけでは結論がでないと思います。難しい問題と言えば難しい問題ですけども。まあ法師じゃないですけど、「あらたむにはばかる事なかれ」みたいな事になると間違った時点ではやはり、私は個人的には改正をすべきだという風には思っています。

＜事務局＞

全体的な目で見ると特に問題ないのかな、というような事ではあるので、今の時点ではそのままという事になりますけれども、今後そういったものがもしあった場合は、この審議会でも俎上にあげる必要はあるのかな、というのが藤田会長のまとめだったのかなと思います。たまたま、前回そういった話があったため、一度皆さんにご意見をお聞かせ頂ければという事でお聞きした所ですけども、もし次回までに地域計画の一覧表などをご覧頂いて、これはちょっとおかしいというようなものがあれば、審議会の場でまたご意見として頂ければという風に思います。あと他の市、町に色々と聞いています。カッコを指定名称の後ろに付ける例はありますか、という風に聞いたんです。指定名称は、割とかちっと固める傾向があるため、余りカッコ付けしないです。迎接寺跡の椎はツブラシイをカッコ付けで入れているのですが、断定出来ないからシイ（ツブラシイ）にしたという

話を聞いた記憶があります。他の市、町に聞いておりましたら、福知山市と与謝野町は「してない」と書いています。舞鶴市は逆に「している」ということで、正式名称をカッコ付けで書いていたりしています、との回答がきていました。これも考え方なのかなと思ったりしています。しかし指定名称にカッコ付けするというのは、何か違和感があるなという風に思いましたので、この機会に確認をしております。私からこの場でお聞きしたかった事項は以上でございます。

＜藤田会長＞

はいありがとうございます。

その他、どなたかございますか。なさそうですね。そしたら今日は色々議論がございますけども、次回の審議会は年を越してからということで文保連の方が今月の末にございますので、12時10分に集まっていただくことでよろしくお願いします。最後に。

＜足達副会長＞

長い間審議いただきましてありがとうございました。また今月11月30日に連絡会がありますのでよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

＜事務局＞

本日は色々と議論頂きましてありがとうございました。11月30日両丹文化財保護連絡協議会はまた皆さんにお世話になりますけれどもどうぞよろしくお願いしたいと思います。これをもちまして第2回京丹後市文化財保護審議会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。